

～横浜市福祉のまちづくり条例改正(素案)について～

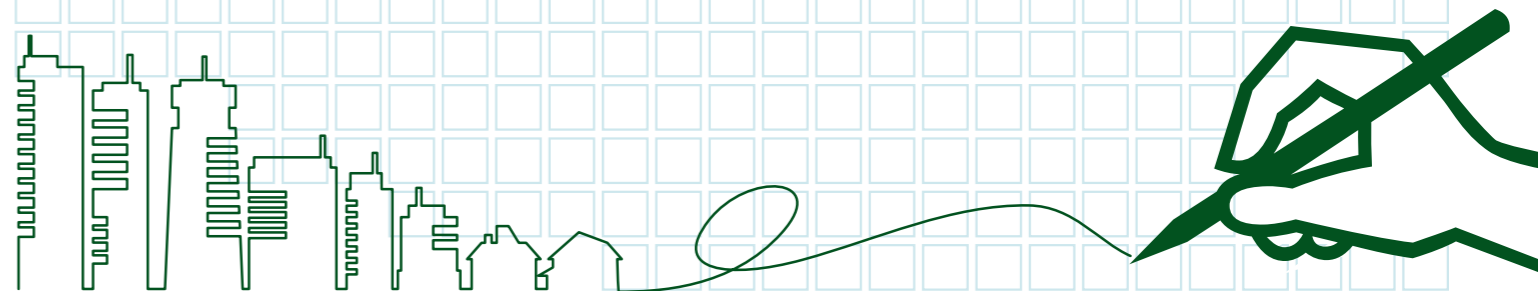
条例の対象となる建築物

建物用途	対象規模	
	事前協議対象	移動等円滑化基準対象
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(※)	全ての建築物	<現行> 全ての建築物 <改正案> 全ての建築物 (200㎡未満の増築・用途変更の場合を除く)
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの(※)		
病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)		
集会場(一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。)又は公会堂		
博物館、美術館又は図書館		
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	全ての建築物	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合のように供するもの		
公衆便所(地方公共団体が設置するものに限る。)		
診療所(患者の収容施設がないものに限る。)	300㎡以上の建築物	300㎡以上の建築物
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗		
遊技場		
飲食店		
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	全ての建築物	
学校		
集会場(すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。)		
展示場		
ホテル又は旅館		
体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設	1,000㎡以上の建築物	1,000㎡以上の建築物
公衆浴場		
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共のように供されるものに限る。)		

…①の対象規模の見直し対象となるもの

※具体的な施設用途の名称(例)

建物用途	該当する施設用途
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	母子生活支援施設、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、短期入所施設、デイサービス、小規模多機能型居宅介護など
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	放課後デイサービス、地域子育て支援拠点、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、学童保育施設、発達障害者支援センターなど



平成15年に改正ハートビル法が施行され、バリアフリー基準への適合義務化が始まり、本市では、バリアフリー法^{※1}の規制を強化する形で、建築物移動等円滑化基準^{※2}を横浜市福祉のまちづくり条例^{※3}に定め、建築物のバリアフリー化を積極的に進めているところです。

昨今、既存建築物を増築や用途変更により福祉施設へ転用するなど、既存ストックの活用ニーズが高まっており、本市においても、福祉のまちづくり条例を改正し、小規模な福祉施設等の供給を促進したいと考えています。

この度、条例改正(素案)を取りまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

見直しの方針(具体的な改正概要は裏面をご参照下さい)

① 既存建築物の用途変更等の際に適用される基準を合理化します。

・既存建築物を増築または用途変更する場合は、新築と同様の基準を一律に適用することで改修が困難となる場合があるため、事前協議^{※4}を通じ、施設の利用状況に応じたバリアフリー措置により、既存ストックを活用した施設整備を行いやすくすることで、バリアフリー措置のボトムアップを図ります。一方で、新築する場合は、引き続き現行基準を適用します。

② 小規模建築物へ適用する基準を合理化します。

・大規模な建築物と同等の基準を小規模な建築物に当てはめた場合に、建築主等にとって過度に負担が生じる場合もあることから、小規模な建築物に適用される一部基準を合理化することにより、施設の建築を行いやすくします。

③ 施設特性や既存建築物の実態を踏まえた事前協議を引き続き実施します。

・事前協議にあたっては、健康福祉局等の事業所管課と連携し、施設利用者・運営スタッフが円滑に利用できるよう、きめ細かに対応します。

※1 バリアフリー法とは…

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)

※2 建築物移動等円滑化基準とは…

バリアフリー法に基づき規定されている「建築物特定施設」(出入口、廊下等、など)に対して定められた構造や配置に関する技術的基準です。さらに、地方公共団体は条例で基準を追加することが可能となっています。また、バリアフリー法対象建築物は、新築、増築、改築、用途変更をする場合は、建築物移動等円滑化基準に適合させることが必要となっており、建築確認において確認審査の対象となります。

※3 横浜市福祉のまちづくり条例(福祉のまちづくり条例)とは…

心のやさしさや思いやりを啓発(教育)する取組(=ソフト)や、だれもが安全に安心して利用できる施設の整備を進める(=ハード)など、ソフトとハードが一体となって福祉のまちづくりを推進することとして、平成9年に制定された条例です。横浜市福祉のまちづくり条例では、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準とは別に、市が指定する施設について、高齢者・障害者等が安全かつ円滑に施設を利用するために必要なものの構造及び配置を指定施設整備基準として定めています。

※4 事前協議とは

福祉のまちづくり条例に基づき、指定施設の建築等を行う場合に、あらかじめ指定施設整備基準について、市と協議を行うことが必要です。

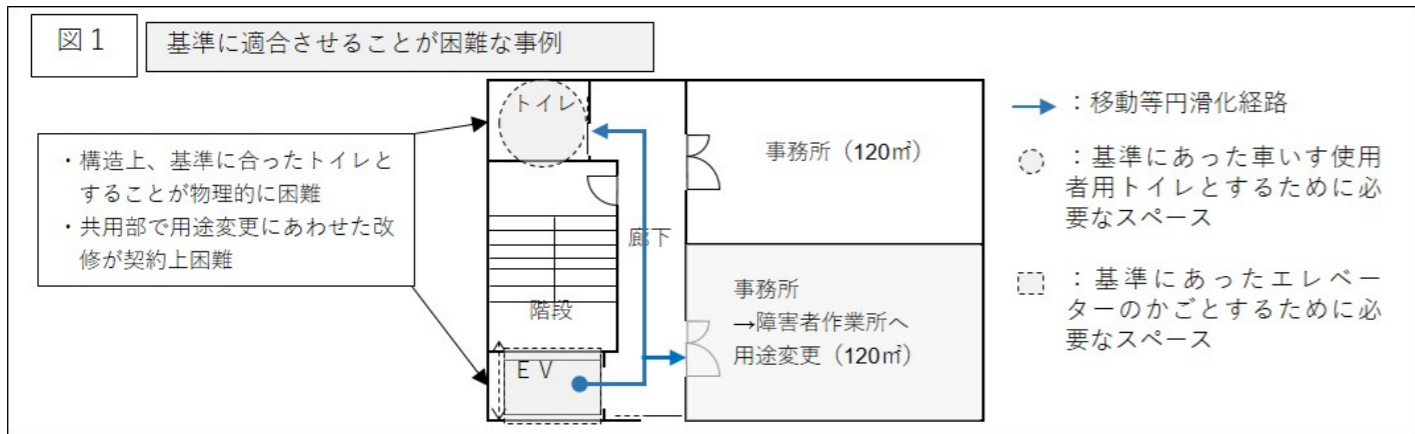
① 条例の対象規模の見直しについて(一部用途の増築、用途変更)

課題

既存のテナントビルの一部や一戸建て住宅を福祉施設(地域作業所、デイサービスなど)に用途変更する場合、トイレやエレベーターの改修等、バリアフリー対応が困難なため、計画を断念せざるを得ない状況が生じています。

改正案

下記用途について増築・用途変更を行う場合、当該部分の床面積の合計が200㎡以上の既存建築物に限り、適用することとします。なお、200㎡未満の増築・用途変更の場合は、引き続き事前協議を活用し、必要なバリアフリー化についてきめ細かな対応を行うことで、施設特性を踏まえた配慮がなされた小規模な福祉施設等の供給を促進します。



【対象規模を見直すもの】

- ①老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- ②老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ③病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)
- ④集会場(一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。)又は公会堂
- ⑤博物館、美術館、又は図書館

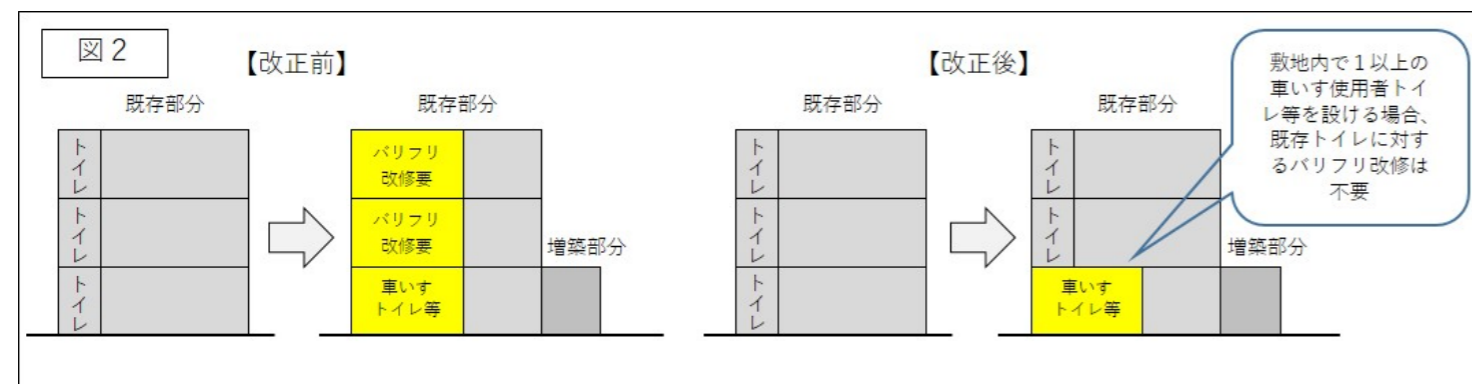
② 基準見直し(1) 既存建築物部分にあるトイレへの遡及について(増築、用途変更)

課題

現行基準では、敷地内で小規模な増築を行う場合においては、既存部分も含めたすべてのトイレの改修が必要となりますが、全ての既存トイレを改修することが困難な場合など、増築等を断念せざるを得ない状況が生じています。

改正案

小規模な増築又は用途変更を行う場合であって、敷地内で1以上の車いす使用者用トイレ及びオストメイト用設備等(車いすトイレ等という)を設けた場合は、その他の既存トイレに対してはバリアフリー化の改修を義務付けないこととします。
また、増築又は用途変更に係る部分の床面積が500㎡未満かつ利用居室がない場合は、車いすトイレ等の設置を義務付けないこととします。
なお、引き続き事前協議を活用し、車いすトイレ等の設置など必要なバリアフリー化について施設ごとにきめ細かな対応を行います。



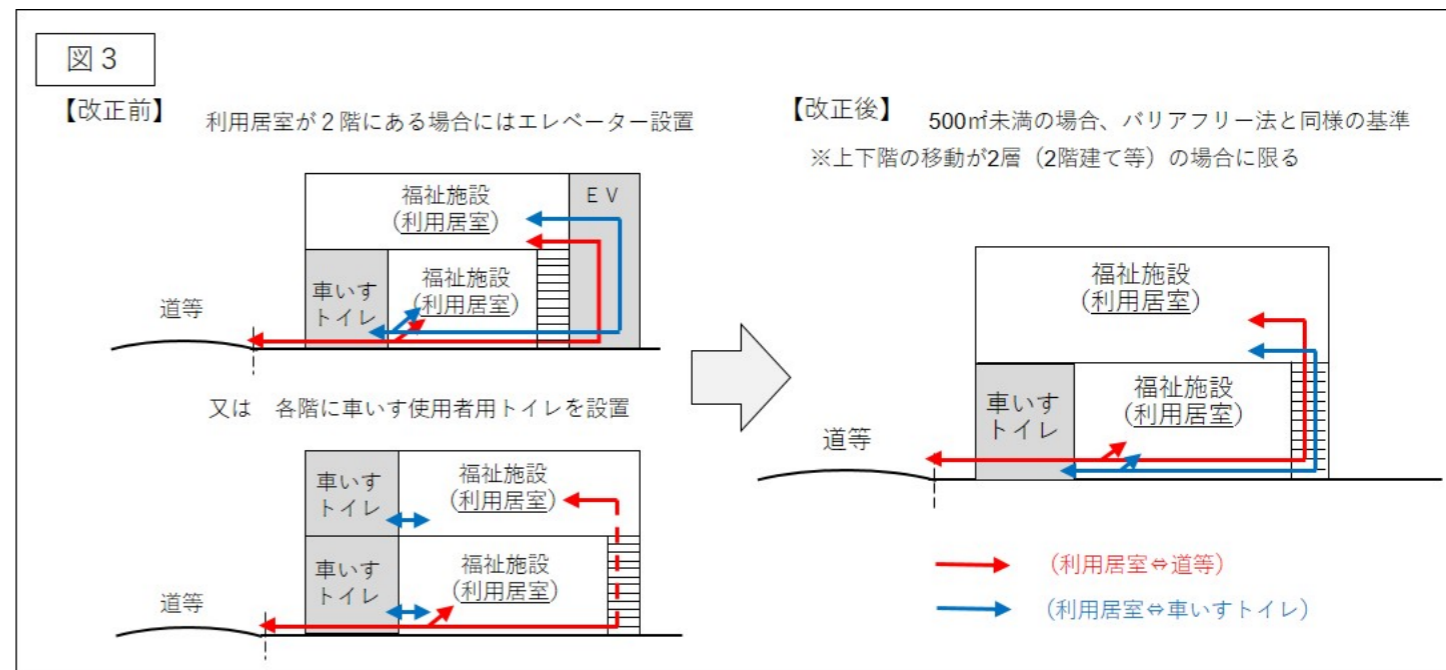
③ 基準見直し(2) 小規模な建築物の利用居室から車いす使用者用トイレまでの移動等円滑化経路について(新築、増築、用途変更)

課題

2階建て等の比較的規模が小さい建築物で利用居室が2階にある場合、スペースが限られているなかで、エレベーターの設置や各階に車いす使用者用トイレを設置することが困難な場合があります。

改正案

新築、増築、用途変更に係る部分の床面積が500㎡未満の小規模な建築物については、バリアフリー法の基準と同様に、建築物の利用状況等によりやむを得ない場合に限り、図3【改正後】のような計画を可能とします。なお、引き続き事前協議を活用し、エレベーターの設置など必要なバリアフリー化について施設ごとにきめ細かな対応を行います。



④ 応急仮設建築物等の基準の適用について

課題

現行条例では、応急仮設建築物等についても、基準への適合や条例の事前協議が必要ですが、応急仮設建築物等は、極めて迅速な設置が求められるため、十分な協議時間が確保できないという課題があります。

改正案

応急仮設建築物等については、基準への適合や条例の事前協議は義務付けず、迅速な設置を可能とします。一方で、必要に応じて、応急仮設建築物等の所有者等に対し、適合状況について報告を求め、使いやすい施設となるように、段階的にバリアフリー化を誘導します。

検討スケジュール(予定)

令和3年度

福祉のまちづくり推進会議、パブリックコメント(意見募集)

令和4年度

条例改正、施行

福祉のまちづくり条例 改正項目

			条例改正	規則等改正	
	大項目	小項目	概要		
0	概要	増築・用途変更の対象規模の見直し	別紙	○	○
		増築時の既存便所への遡及	別紙	○	○
		利用居室から車いす利用者用便房までの移動等円滑化経路	別紙	○	○
		応急仮設建築物	別紙	○	○
1	移動等円滑化経路	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
2	敷地内通路	凹凸のない仕上げ	車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障が無い仕上げとすることを明確化	—	○
		段の手すりの端部	手すり端部の高さ基準を明確化	—	○
		手すりの形状	手すりの形状についての基準を明確化	—	○
3	駐車場	機械式駐車場	機械式駐車場の基準を追加	—	○
4	出入口	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
5	廊下等	風営法入店禁止施設の子育て設備	他法令で乳幼児の出入りが制限されている用途を乳幼児設備の設置の対象外	—	○
		凹凸のない仕上げ	車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障が無い仕上げとすることを明確化	—	○
6	階段	エレベーター設置による緩和	EVが着床する部分を繋ぐ階段のみ、基準緩和の対象とすることを明確化。	—	○
7	傾斜路	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
8	EV等	視覚障害者用設備	エレベーターを増築する場合も、視覚障害者用の設備基準を適用する。	—	○
		出入口の幅	出入口幅について、当該EVを使用可能な面積に応じた基準とする。	—	○
9	便所	便所の出入口幅	一般便房の出入口が直接廊下等に面する場合は、便所の出入口幅の基準対象外とする。	—	○
		乳幼児用便所の適用除外	乳幼児の体格に合わせた洗面台鏡寸法、利用実態に即した小便器前空間と	—	○
		洗面台の手すり	文言整理	—	○
		男子用便器のみの便房	男子用小便器のみの便房設置を可能とする。	—	○
10	浴室等	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
11	ホテル又は旅館の客室	車いす利用者用客室内の便所	車いす利用者客室内の車いす利用者便房の基準を明確化する。	—	○
12	客席・舞台	車いす利用者用客席までの経路	客席等から舞台までの経路について基準を明確化する。	—	○
13	標識	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
14	案内設備	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
15	案内設備までの経路	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
16	視覚設備	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
17	聴覚設備	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
18	誘導設備等	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
19	付帯設備	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
20	乳幼児用設備	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
21	誘導用ブロック	—	施設整備マニュアルの図等を更新	—	○
-	共同住宅	上記改正内容を反映	上記改正内容を反映	—	○
-	表示板	全面改正	基準を一本化し、適用基準を明確化する。	—	○
別表備考	共同住宅	EV幅の緩和	EVのかご幅を明確化する。	—	○
別表備考	事務所・工場・学習塾等	EV幅・奥行の緩和	EVのかご幅を明確化する。 かご奥行き寸法の緩和を廃止する。	—	○